

## 盛岡市優良建設工事表彰要綱

(平成 27 年 3 月 30 日市長決裁)

(平成 27 年 3 月 30 日上下水道事業管理者決裁)

(改正 令和 2 年 8 月 24 日決裁)

### (目的)

第 1 この要綱は、市又は市上下水道局が発注した建設工事のうち、特に優秀な施工を行った建設業者を表彰することにより、建設業者の技術及び意欲の向上を図り、もって工事の品質確保及び適切な施工に資するとともに、その健全な発展に寄与することを目的とする。

### (表彰の対象工事等)

第 2 表彰の対象となる工事は、市又は市上下水道局が発注し、及び表彰を実施する年度の前年度に完成した建設工事(完成時の請負金額が 130 万円以上のものに限る。)のうち、次に掲げる選考基準に該当するものとする。

- (1) 施工が特に優秀であること。
- (2) 施工において、地域社会への配慮及び貢献並びに品質向上の取組みに優れていること。
- (3) 施工した建設業者が健全で安定した技術力を有すること。
- (4) 施工した建設業者が建設業を通じ、地域社会に貢献していること。

### (表彰する工事の決定等)

第 3 表彰する工事は、第 2 の選考基準に該当した工事で、副市長及び工事の所管部長で組織する盛岡市優良建設工事表彰選考委員会の審査により選考されたものから、市長が決定する。

2 前項の規定により決定された対象工事の建設業者から推薦された下請業者について、盛岡市優良下請業者選考委員会の審査により選考されたものの中から、表彰対象下請業者を市長が決定する。

3 表彰は、市長名の表彰状を授与して行うものとする。

### (表彰の取消し)

第 4 表彰を受けた工事について、当該工事に関する重大な瑕疵の補修、損害賠償の請求、指名停止措置その他表彰にふさわしくない事由が発生したときは、表彰を取り消すものとする。

### (補則)

第 5 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 24 日から施行する。